

2009 年 2 月 27 日



報道関係者各位

大阪市中央区平野町三丁目 1 番 3 号
株式会社カプコン
代表取締役社長 辻本春弘
(コード番号：9697 東証・大証)

ニンテンドーDS 用機器に対する差止訴訟に関する東京地裁判決について

株式会社カプコンは、ニンテンドーDS(ニンテンドーDSLiteを含む)で起動するゲーム・プログラムを開発・販売している任天堂株式会社及びその他のソフトメーカー53社と共に、いわゆる、「マジコン」と呼ばれる機器の代表的な機種「R4 Revolution for DS」を輸入・販売していた複数者に対して、不正競争防止法に基づく同行為の差止等を求める訴訟を、東京地方裁判所に提訴しておりました(平成20年(ワ)20886号)。

上記に関しまして、本日、東京地裁より、当社およびソフトメーカー各社の主張を全面的に認める旨の判決が下されました。本判決は当社等の主張の正当性が認められたものであり、妥当な判決であると認識しております。

当社、任天堂およびソフトメーカー各社は、同種同等のいわゆる「マジコン」と呼ばれる機器に対して、今後も継続して断固たる法的措置を講じる所存です。

以上

[被告]

社名 所在地 代表取締役

嘉年華株式会社 東京都文京区 鄭 蓬 萊

夏黎株式会社 東京都板橋区 曹 悦

株式会社カミヨコ 神奈川県横浜市中区 王 越 鳴

株式会社DIGITALNAVIGATOR 東京都千代田区 巽康一郎

株式会社クリエイティメイト 東京都千代田区 陳 嘉 雄

【 本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 カプコン 広報・IR 室
〒540-0037 大阪府中央区平野町三丁目1番3号
Email: ir@capcom.co.jp
TEL: 06-6920-3623 / FAX: 06-6920-5108